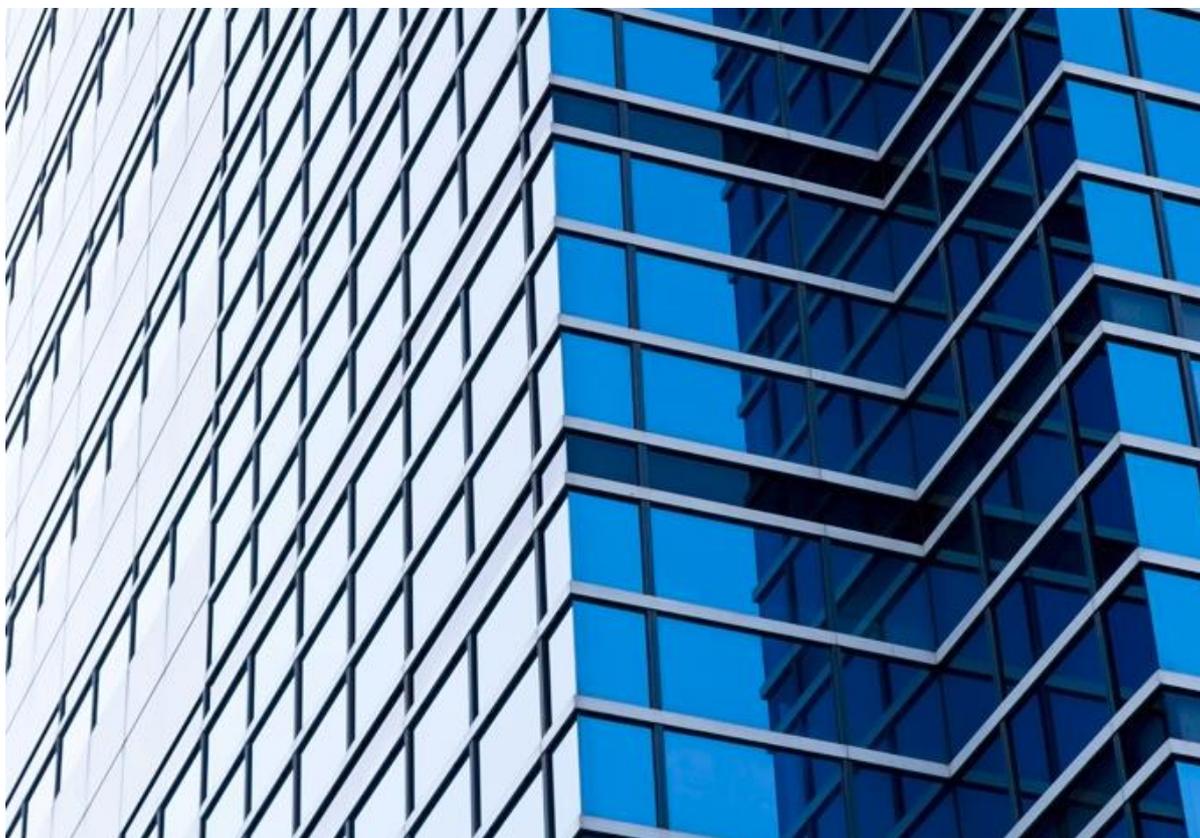


# 建設工事保険

この保険は、工事着手から完成引渡しまでの間の工事現場（現場事務所、宿舍等の工事用仮設建物を含みます。）における不測かつ突発的な事故による損害の補償をご希望されるお客さまにおすすめの商品です。商品内容がお客さまのご希望（ご意向）に沿わない場合は、取扱代理店または弊社にご連絡ください。



# 建設工事保険の内容

## ■建設工事保険の概要

工事着手から完成引渡しまでの間に、工事現場（現場事務所、宿舍等の工事用仮設建物を含みます。）において、不測かつ突発的な事故によって保険の対象に生じた損害を補償します。

## ■保険金をお支払いする主な事故

●：保険金をお支払いする事故

保険金をお支払いする主な事故	火災、落雷、爆発によって生じた損害	台風、旋風、竜巻、暴風雨等の風災 <sup>(注)</sup> によって生じた直接損害	自動車の飛び込みによる損害または盗難の損害（盗難は、損害発生後30日以内に確認できたものに限る。）
	作業ミスによる損害	ひょう <sup>(注)</sup> によって生じた直接損害	設計、施工または材質の欠陥によって生じた損害

(注) 風、雨、ひょう、砂塵<sup>じん</sup>その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入については、保険の対象または保険の対象を収容する建物の外側の部分が風災（台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。）またはひょう災によって破損し、その破損部分から保険の対象または保険の対象を収容する建物の内部に吹き込むことによって生じた損害に限ります。

## ■対象となる工事

住宅、マンション、事務所ビル等（増築・改築を含みます。）。ただし、次の工事はこの保険の対象外となります。

- 解体、撤去、分解または取片つけ工事
- 機械・装置等の据付等の組立工事を主体とする工事
- 道路工事、土地造成工事等の土木工事を主体とする工事
- 建物の基礎工事のみを施工する工事 など

## ■保険の対象の範囲

- ① 工事の対象物
  - ② 工事の対象物に付随する仮工事の対象物および工事用仮設物
  - ③ 現場事務所、宿舍等の工事用仮設建物およびこれらに収容される什器・備品（家具、衣類、寝具、事務用具および非常用具に限ります。）
  - ④ 工事用材料および工事用仮設材
- ※ 上記③および④に掲げる物は、保険の対象とする工事専用でない場合には、特別の約定がないかぎり保険の対象に含まれません。

## ■保険の対象に含まれない物

- 据付機械設備等の工事用仮設備（据付費および付帯設備工事費を含みます。）および工事用機械・器具・工具ならびにこれらの部品
- 航空機、船舶または水上運搬用具、機関車、自動車その他の車両
- 設計図書、証書、帳簿、通貨、有価証券その他これらに類する物

## ■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者もしくは被保険者または工事現場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 寒気、霜、氷（ひょうを除きます。）または雪による損害
- 戦争、内乱、暴動、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- 核燃料物質または放射能汚染等によって生じた損害
- 高潮、洪水、内水はん<sup>らん</sup>または豪雨による土砂崩れ（崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。）もしくは落石によって生じた損害
- 損害発生後 30 日以内に知ることができなかった盗難の損害
- 保険の対象が保険証券記載の工事以外の用途に使用された場合で、その使用によりその使用部分に生じた損害
- 工事中用仮設材として使用される矢板、くい、H形鋼その他これらに類する物の打込みもしくは引抜きの際において生じた曲損もしくは破損または引抜き不能の損害
- 保険の対象の性質もしくは欠陥またはその自然の消耗もしくは劣化による損害
- 保険の対象の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去するための費用を支出したことによる損害
- 湧水の止水または排水費用を支出したことによる損害

## ■ 保険期間の設定

- 保険期間は、工事着手の時から工事の対象物の引渡し（予定）の時までの期間で設定してください。
- 工事中用材料および工事中用仮設材の保険責任は、保険期間が始まった後でも、工事現場において輸送用具からその荷卸しが完了した時点から始まります。
- 保険期間中であっても、工事の対象物の引渡しの時点で保険責任は終了します。
- 保険期間中に工事の対象物が完成しないときは、事前のご連絡により保険期間を延長することができます。  
※延長の手続きをされない場合は、保険期間終了後の損害に対しては保険金をお支払いしません。

## ■ 保険金額の設定

- 工事請負契約によって定められた請負金額（消費税を含みます。）を保険金額とします。請負金額に支給材料の金額が含まれていない場合は、その金額を請負金額に加算して保険金額を設定してください。
  - 基礎工事を除いてご契約される場合は、請負金額から基礎工事費を差し引いて保険金額を設定してください。
  - 保険期間の中途において請負金額に変更が生じたときは、保険金額を調整してください。
- ※請負金額に対して保険金額が不足する場合は、請負金額の保険金額に対する割合によって、保険金を削減してお支払いします。（裏面「お支払いする保険金」をご参照ください。）

## ■ セットできる特約条項

- 特約条項については、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。
- 工事現場において、偶然な事故により他人の身体の障害または財物の損壊が生じ、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険については、請負賠償責任保険のパンフレットをご確認ください。

## ■ 保険料の算出

建築物の構造、工事現場の所在地、工事期間等により保険料を算出します。  
保険料算出にあたりましては、下記の事項をお知らせください。

- 施行者名
- 工事名
- 工事場所
- 請負金額
- 工事期間
- 建物の構造 など

## ■ 総括契約のおすすめ

契約方式には、個別契約方式（1 工事ごとに保険を付保する方式）の他に、**総括契約方式**があります。  
**総括契約方式**とは、お客様が保険期間内に請負うすべての建築工事（工事金額が 3 億円を超える工事を除きます。）を自動的に補償する契約方式で、ご契約時に暫定保険料を払い込みいただき、着工実績に基づいて通知・確定精算を行います。

- 個別契約より保険料が割安
- 事務処理の簡素化
- 保険の付保漏れの防止

# ご注意ください

## お支払いする保険金

損害保険金	<p>＜＜損害の額の算定＞＞</p> <p>損害の生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために直接要する再築、再取得または修理の費用をお支払いします。なお、損害が生じた保険の対象を修理することができ、保険の対象の復旧に際して、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。請負金額の内訳書に損料または償却費を計上した工所用仮設材、工所用仮設物、工所用仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品については、これらの物の損害が生じた地および時における価額（注1）によって損害の額を定めます。なお、損害が生じたこれらの物を修理することができ、かつ、修理によってこれらの物の価額が増加したときは、その増加額（注2）を損害の額から差し引くものとします。</p> <p>（注1）再調達価額（保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。）から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いた額をいい、その減価額は再調達価額の70%に相当する額を限度とします。</p> <p>（注2）再調達価額の70%に相当する額を限度とします。</p> <p>＜＜保険金のお支払額＞＞</p> <p>1回の事故につき保険金額を限度とし、免責金額（注）を差し引いた残額を損害保険金として、お支払いします。保険金額が請負金額より低い場合は、下記の算式により算出した額を損害保険金としてお支払いします。</p> $\left( \text{損害の額} - \text{免責金額} \right) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{請負金額}} = \text{損害保険金}$ <p>（注）自己負担額をいいます。火災、落雷、破裂・爆発以外の原因による損害に対しては、1回の事故について、10万円を差し引きます。</p>
臨時費用保険金	損害保険金×20%相当額（1回の事故につき100万円が限度）をお支払いします。
残存物取片づけ費用保険金	実費（損害保険金×6%相当額が限度）をお支払いします。
損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な費用をお支払いします。（ただし、損害保険金と合わせて保険金額が限度となります。）

## 告知事項・通知事項

### ■契約締結時におけるご注意事項（告知事項）

保険契約者または被保険者には、ご契約時に、保険契約申込書およびその付属書類（以下「保険契約申込書等」といいます。）の記載事項について、事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、取扱代理店には告知受領権があります。取扱代理店に告知いただいた事項は、弊社に告知いただいたものとなります。

### ■契約締結後におけるご注意事項（通知事項）

次のいずれかに該当する事実が発生した場合は、その責めに帰すべき事由による場合はあらかじめ、責めに帰すことのできない事由による場合は、その発生を知った後、遅滞なく、取扱代理店または弊社にご通知（承認請求）ください。

- ① 工事を追加、変更、中断、再開または放棄すること。 ② 設計、仕様または施工方法を著しく変更すること。  
③ ①および②の他、保険契約申込書等の記載事項の内容に変更を生じさせる事実が発生すること（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）。

## 事故が発生した場合

### ■事故にあわれた場合の弊社へのご連絡等

事故が発生した場合は、遅滞なく、損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容について取扱代理店または弊社までご通知ください。正当な理由がなくご通知がいただけなかったときは、それによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますので、ご注意ください。

### ■保険金のご請求時にご提出いただく書類

保険金のご請求にあたっては、保険金請求書および事故の状況に応じて必要な書類をご提出ください。事故の際、弊社よりご案内いたします。

## 個人情報への取扱い

弊社は、この保険契約に関する個人情報を、保険契約の引受・維持・管理、保険金・給付金等の支払、関連会社・提携会社を含めた各種商品・サービスの案内・提供・管理、弊社業務に関する情報提供・運営管理・商品・サービスの充実等を行うために利用するほか、業務委託先、再保険会社等に提供を行うことがあります。詳細につきましては、弊社ホームページ（<https://www.newindia.co.jp/>）をご参照ください。

## その他のご注意

- このパンフレットは、建設工事保険の概要をご説明したものです。保険金のお支払条件、ご契約の手続き、保険会社破綻時等の取扱い、その他この保険の詳細内容は、重要事項等説明書および普通保険約款・特約条項をご参照ください。なお、ご不明の点につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。
- 取扱代理店は弊社との委託契約に基づいて保険契約の締結、保険料の領収・領収証の発行、保険契約の管理業務を行っています。
- 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。弊社は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

<p>【保険に関する相談・苦情・お問い合わせ・事故報告】</p> <p>このパンフレット、取扱代理店または下記弊社営業店までご連絡ください。</p> <table border="1"><thead><tr><th>営業店</th><th>電話番号</th><th>受付時間</th></tr></thead><tbody><tr><td>東京支店</td><td>03-5326-7234</td><td rowspan="2">平日9:30 ~17:30</td></tr><tr><td>大阪支店</td><td>06-6262-5471</td></tr><tr><td>札幌支店</td><td>011-231-2081</td><td rowspan="5">平日9:00 ~17:00</td></tr><tr><td>名古屋支店</td><td>052-533-9961</td></tr><tr><td>岐阜支店</td><td>058-207-0021</td></tr><tr><td>岡山支店</td><td>086-225-0581</td></tr><tr><td>広島支店</td><td>082-243-7821</td></tr></tbody></table>	営業店	電話番号	受付時間	東京支店	03-5326-7234	平日9:30 ~17:30	大阪支店	06-6262-5471	札幌支店	011-231-2081	平日9:00 ~17:00	名古屋支店	052-533-9961	岐阜支店	058-207-0021	岡山支店	086-225-0581	広島支店	082-243-7821	<p>【弊社の契約する指定紛争解決機関】</p> <p>弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンと手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、保険オンブズマンにご相談いただくか、解決の申立てを行うことができます。</p> <p>＜＜一般社団法人 保険オンブズマン＞＞ 電話 03-5425-7963 （受付時間：土日、休日、年末年始等を除く 午前9時~12時、午後1時~5時） ホームページ： <a href="https://www.hoken-ombs.or.jp/">https://www.hoken-ombs.or.jp/</a></p>
営業店	電話番号	受付時間																		
東京支店	03-5326-7234	平日9:30 ~17:30																		
大阪支店	06-6262-5471																			
札幌支店	011-231-2081	平日9:00 ~17:00																		
名古屋支店	052-533-9961																			
岐阜支店	058-207-0021																			
岡山支店	086-225-0581																			
広島支店	082-243-7821																			
<p>ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド（ニューインディア保険会社）</p> <p>日本支社 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-24-1（エステック情報ビル） TEL:03-5326-7396（大代表） ホームページ： <a href="https://www.newindia.co.jp/">https://www.newindia.co.jp/</a></p>	<p>【お問い合わせ】</p>																			